

選 挙 規 程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、規則第19条第1号に規定する社員を選出する選挙に関する事項、同条第2号に規定する理事の候補者を選出する選挙に関する事項及び規則第24条第2項に規定する選挙管理会の組織並びに選挙及び異議の申立てに関する手続きを定めるために定款第68条第2項及び第69条の規定にしたがって制定し、もって、選挙を公明かつ適正に行うことを目的とする。

第2章 選挙の区域

(選挙の区域)

第2条 規則第20条第1項に規定する地方本部区域毎に社員を選出する選挙は、当該地方本部区域内の選挙権を有する正員（以下「選挙人」という。）によって行う。

2 規則第20条第2項に規定する支部の区域毎に社員を選出する選挙は、当該支部区域内の選挙人によって行う。

3 規則第20条第3項の全国又は地方本部区域内から理事の候補者を選出する選挙は、全国又は当該地方本部区域内の選挙人によって行う。

第3章 選挙の告示

(選挙の告示)

第3条 選挙を開始する場合には、選挙管理会が次の各号を告示する。

- (1) 選挙の種類
- (2) 当該選挙の定数
- (3) 立候補の締切りの日時
- (4) 候補者公表の方法
- (5) 投票締切りの日時
- (6) 開票の場所及び日時

(立候補の締切り日)

第4条 立候補の締切りの日は、当該選挙の告示の日から15日を経過した日以降とする。

(立候補の告示)

第5条 第3条の告示は、連盟事務局に掲示して行う。

2 前項の告示の写しは、直近の連盟機関紙に掲載する。

第4章 選挙の時期

(任期満了に伴う選挙)

第6条 社員又は理事の任期満了に伴う選挙は、その任期満了前6箇月以内に行う。

(再選挙及び補充選挙)

第7条 社員選挙の立候補を締め切った結果、立候補者の数が定款第18条第1項に規定する社員数を下回る場合は、その事由の生じた日から起算して5箇月以内に定数に達しない区

域で社員の再選挙を行う。

- 2 社員に欠員が生じ、定款第 18 条第 1 項に規定する社員数の下限を下回ることとなった場合は、その事由の発生した日から 5 箇月以内に定数を下回った区域で社員の補充選挙を行う。ただし、規則第 38 条第 1 項ただし書きの規定により、会長が支部長を委嘱した支部区域にあっては、補充選挙は行わない。
- 3 規則第 20 条第 3 項の理事の候補者の選挙の立候補者がいない場合若しくは理事の候補者が定数に達しない場合は、当該選挙の立候補締切りの日の翌日から起算して 5 箇月以内に再選挙を行う。
- 4 規則第 26 条第 1 項に規定する理事の候補者に欠員が生じて選挙を必要とする場合は、その事由の発生した日から 5 箇月以内に補充選挙を行う。
- 5 選挙の無効が確定した場合は、当該無効と確定した選挙について無効が確定した日の翌日から起算して 5 箇月以内に再選挙を行う。

第 5 章 候補者

(立候補の届出)

第 8 条 選挙に立候補しようとするときは、当該選挙の立候補締切りの日時までに選挙管理会会長（以下「選管会長」という。）あての立候補届に規則第 23 条に規定する正員の推薦書、本人のアマチュア局の無線局免許状の複写、住民票の写し及び選挙公報に掲載するための文書を添えて、連盟事務局に提出しなければならない。また、理事の候補者の選挙に立候補しようとする者にあつては、一般社団・財団法人法第 65 条第 1 項各号に規定する役員欠格事由に該当しないことを誓約した誓約書を添付しなければならない。

- 2 前項の立候補届の様式は、選挙管理会が定める。
- 3 立候補届を送付するときは、配達記録が残る郵便等によらなければならない。
- 4 選挙公報に掲載するための文書の記載様式及び電子的記載様式は、選挙管理会で定めたものでなければならない。

(資格審査)

第 9 条 立候補届を受け付けた選挙管理会は、遅滞なく候補者の資格審査を行い、適格であるときは、届出人に受理の証を発行しなければならない。また、不適格であるときは、理由を記載した文書を添えて、当該立候補届を返却するものとする。

(重複立候補の禁止)

第 10 条 候補者は、規則第 19 条各号に規定する選挙に重複して立候補することはできない。

第 11 条 社員又は理事は、退任後又は退任を認められた後でなければ、社員又は理事の候補者選出の補充選挙に立候補することはできない。

(候補者の告示)

第 12 条 選挙管理会は、当該選挙の立候補締切りの後、遅滞なく候補者の呼出符号及び氏名を告示する。なお、立候補受付期間の途中の時点で立候補者の受付状況を受付順に連盟の Web 上に掲載する。

- 2 候補者の告示の掲載順は、選挙管理会が行う抽選による。

(立候補の辞退)

第 13 条 候補者であることを辞退するときは、当該選挙の立候補締切りの日時までに、文書により届出なければならない。

(再立候補)

第 14 条 候補者であることを辞退した者が再度立候補をするときは、立候補締切りの日時前である限りできるものとする。ただし、改めて第 8 条に規定する手続きをとらなければならない。

第 6 章 選挙公報及び選挙運動

(選挙公報)

第 15 条 選挙管理会は、次条に定める文書を掲載した選挙公報を投票締切日の 20 日前までに JARL の Web サイトに掲載する。

2 選挙公報は、連盟の機関紙を使用することができる。

(選挙公報の掲載文書)

第 16 条 第 8 条第 1 項に定める選挙公報に掲載するための文書には、社員の立候補者は、コールサイン、氏名、年齢、職業、無線従事者資格及び所属支部が記載されていなければならない。理事の候補者の立候補者は、コールサイン、氏名、年齢、職業及び無線従事者資格が掲載されていなければならない。また、理事の候補者の立候補者は、選挙公報に立候補の所信を簡単に記載することができる。

2 前項の文書には、他人の名誉を傷つけ、信用を損なうような表現をしてはならない。また、不実の記載をしてはならない。

3 選挙管理会が前項に抵触すると判断した時は、当該部分の訂正又は削除を勧告し、勧告に応じないときは削除することができる。

(選挙運動)

第 17 条 選挙運動は、連盟の組織名若しくは役職名を使用して特定の候補者のための選挙運動をしてはならない。

2 選挙管理会の管理者及び連盟の職員は、特定の候補者のための選挙運動をしてはならない。

第 7 章 投票

(選挙の方法)

第 18 条 選挙は、投票によって行う。

2 投票は、選挙管理会の交付する投票用紙によって行う。この場合において、投票用紙は、選挙管理会が交付する封筒に封入するものとする。

3 投票は、郵送によって行うことを原則とする。

(投票数)

第 19 条 投票は、規則第 20 条各項に規定する選挙の区分ごとに 1 名の立候補者に対して投票することができる。

(投票用紙)

第 20 条 投票用紙は、投票締切りの少なくとも 20 日前に郵送する。

(投票の方法)

第 21 条 投票の方法は、あらかじめ候補者の呼出符号及び氏名を投票用紙に印刷し、記号を付す投票方法による。

2 前項の規定による投票方法のほか、選挙人自らが候補者の呼出符号及び氏名を記載する方法によることができる。

第 8 章 開票

(開票)

第 22 条 開票は、あらかじめ告示した場所及び日時を開始するものとする。

(開票立会人)

第 23 条 選挙管理会は、開票立会人を 5 人以内おくことができる。

2 候補者は、選挙人の中から本人の同意を得て、開票立会人をしようとする者 1 人を定め、当該選挙の投票締切り日の 14 日前までに、選挙管理会に届出ることができる。

3 前項の規定により届出のあった者が 5 人を超えないときは、その者を、5 人を超えるときは、届出のあった者の中から選挙管理会が抽選により 5 人を、開票立会人とする。

4 開票立会人を決定したときは、届出人にその旨を通知する。

5 開票立会人は、選挙管理会の指示に従って開票作業中行動しなければならない。

6 候補者並びに社員、役員及び報道関係者は、開票立会人になることはできない。選挙管理会の管理者及び事務局職員も同様とする。

(無効投票)

第 24 条 次の投票は、無効とする。

(1) 選挙管理会の交付した投票用紙を用いないもの

(2) 複数の候補者に投票したもの

(3) 投票用紙に記載しなければならない事項以外の事項を記載したもの

(4) どの候補者に投票したかを確認ができないもの

(5) 投票締切りの日時以降に到着したもの

2 投票の効力に疑問があるときは、選挙管理会の合議によって決定する。

第 9 章 当選人

(当選人の確定)

第 25 条 選挙管理会は、各選挙において、有効投票の最多数を得たものから順次当該選挙の定数までの者を当選人と確定する。

2 選挙管理会は、当該選挙において、得票数が同数であるときは抽選を行って当選人を決める。

(当選人の繰上げ)

第 26 条 選挙管理会は、当選人が死亡し又は社員若しくは正員でなくなったために当選人に欠員が生じたときは当該選挙の得票数によって順次当選人を繰上げ補充する。

2 当選人が、当選人であることを辞退したとき、又は選挙の異議申立ての裁定が確定し当選人が欠けたときも同様とする。

(無投票当選)

第 27 条 選挙管理会は、当該選挙の立候補届出締切りの後、候補者が当該選挙の定数を超え

ないときは、立候補締切りの日の翌日、当該選挙の候補者を当選者とする。

(投票の取止め)

第 28 条 選挙管理会は、前条の規定により無投票当選とするとき、又は立候補届出締切り後、候補者がいないときは投票を行わないこととし、その旨の告示をしなければならない。

(選挙結果の通知等)

第 29 条 選挙管理会は、遅滞なく、当該選挙の結果を候補者に通知するとともに、告示しなければならない。

2 前項の告示は、連盟事務局に掲示して行う。

3 第 1 項の告示の写しは、直近の連盟機関紙に掲載する。

第 10 章 異議

(異議の申立て)

第 30 条 選挙に関する異議申立ては、選挙人又は被選挙人のみが行うことができる。

2 異議申立ての裁定の際の事実認定は、証拠に基づくものとする。

(異議の申立て手続き)

第 31 条 選挙に関する異議の申立ての提起を行うときは、選挙管理会に異議申立ての文書を提出しなければならない。

2 前項の異議申立て文書には、申立人の呼出符号及び氏名、被申立人の呼出符号及び氏名、又はこれに代わるべきもの、並びに異議申立ての事実及び求める処分を明記するとともに、異議の申立ての正当性を立証する証拠を添付しなければならない。

3 異議申立ては、選挙結果を告示した日から 20 日を経過した日までに提起することができる。

(選挙管理会の裁定等)

第 32 条 選挙管理会が異議申立てを受理したときは、遅滞なく被申立人にその申立ての内容を通知し、必要と認めたときはその釈明を求めることができる。また、裁定に必要であると判断するときは、申立人に陳述を求め若しくは事実の調査を行うことができる。

2 裁定は、異議申立てを受理した日から 30 日以内に行わなければならない。

3 選挙管理会の下した裁定には、申立人及び被申立人は従わなければならない。

4 選挙管理会は、裁定が確定したときには裁定の結果を申立人に対して通知するとともに、その要旨を告示しなければならない。

(裁定による処分の範囲)

第 33 条 選挙管理会が、選挙に関する異議申立てに基づく裁定によって、とり得る処分の範囲は次のとおりとする。

- (1) 関係者に対する勧告
- (2) 関係者に対する警告
- (3) 当選の取消し
- (4) 選挙の無効

第 11 章 選挙管理会

(所掌範囲等)

第 34 条 選挙管理会は、社員及び理事候補者の選挙事務を管理する。

2 選挙管理会の事務所は、連盟事務局とする。

(業務)

第 35 条 選挙管理会の業務は、次のとおりとする。

- (1) 第 3 条及び第 12 条に規定する選挙告示に関する事務
- (2) 第 8 条及び第 41 条に規定する立候補届けの管理に関する事務
- (3) 第 9 条に規定する候補者の資格審査に関する事務
- (4) 第 15 条に規定する選挙に関する公報事務
- (5) 第 16 条に規定する選挙公報に関する事務
- (6) 第 17 条に規定する選挙運動に関する監督及び指示
- (7) 第 18 条から第 24 条までに規定する投票、開票に関する管理事務
- (8) 第 25 条から第 29 条までに規定する選挙の結果に関する事務
- (9) 第 30 条から第 33 条までに規定する選挙に関する異議申立ての裁定及び裁定事務並びに裁定確定による措置
- (10) 選挙に関する内規を定める事務
- (11) その他選挙に関する事務

(構成等)

第 36 条 選挙管理会は、管理者 5 人で構成する。

2 前項の管理者は、社員及び役員以外の正員の中から、理事会の議決により選出し、連盟会長が委嘱する。

(任期等)

第 37 条 管理者の任期は、2 年とする。ただし、補充された者の任期は、その前任者の残存期間とする。

2 管理者の任期の始期は、任期の満了を迎えた社員の選出のための選挙の行われた年度の翌年度の 4 月 1 日とする。

3 管理者は、正員でなくなった場合には退任しなければならない。

4 管理者は、退任する場合において後任の管理者が就任するまで引き続きその職務を行わなければならない。

5 管理者に欠員を生じた場合には、速やかにその補充をしなければならない。

(選管会長)

第 38 条 管理者の互選により、選管会長を選定する。

2 選管会長は、選挙管理会を代表し、選挙管理会の会務を掌理する。

3 選管会長に事故が生じた時には、選挙管理会で定めた順による管理者が会務を代行する。

(招集)

第 39 条 選挙管理会は、選管会長が招集する。

2 2 人以上の管理者から選挙管理会招集の請求がある時には、選管会長は、これを招集しなければならない。

(開催)

第 40 条 選挙管理会は、その管理者の 3 人以上の出席がなければ開くことができない。

2 選挙管理会の議事は、出席した管理者の過半数で決し、可否同数のときは選管会長の決するところによる。

(記録の保存等)

第 41 条 選挙管理会は、次に掲げる事項の記録の作成、書類の保存等をしなければならない。

(1) 投票及び開票の記録を作成し保存すること

(2) 立候補届に関する書類、選挙の異議申立て及び裁定に関する書類並びに前号の書類を、当該選挙に係る者の在任期間中、保存すること

(選挙に関する報告)

第 42 条 選挙管理会は、当選人の呼出符号、氏名及び投票数を連盟会長に報告しなければならない。

(事務)

第 43 条 選挙管理会の選挙事務の一部及び庶務は、選挙管理会の委託により連盟事務局において行う。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の登記の日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成 25 年 9 月 28 日から即日施行する。(第 13 回理事会決定)

(改正内容)

平成 25 年 9 月 28 日 改正 第 8 条第 1 項(社員の立候補者の選挙公報を規定)、第 16 条第 1 項(選挙公報の掲載文書を規定)